

「千葉市肥料価格高騰対策事業給付金」の申請受付を開始します ～肥料価格高騰の影響に苦しむ市内農業者向けの給付金を創設～

千葉市では、コロナ禍やウクライナ危機などを背景とする肥料価格の高騰により、厳しい経営環境に置かれている市内農業者向けに創設した市独自の給付金である「千葉市肥料価格高騰対策事業給付金」の申請受付を10月3日から開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

コロナ禍やウクライナ危機などを背景とする肥料価格の高騰により、厳しい経営環境に置かれている市内農業者に対して、市独自の給付金として「千葉市肥料価格高騰対策事業給付金」を創設し、昨年の肥料費の10分の1（上限200万円）を給付します。

(1) 給付対象者

- ア 市内に居住し、所得税において農業所得の確定申告を行っている個人又は市内に本店を有し、農業等を事業目的としている法人
- イ 給付金の給付後も、市内で農業を継続する意思がある者
- ウ 市が実施する土壌診断等を活用することで、肥料の削減や適切な土壌の管理に努める意思のある者
- エ その他市の指定する欠格事由に該当しない者

(2) 給付額

- 個人の場合：令和3年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）に記載される肥料費の10分の1（上限額200万円）
- 法人の場合：令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度における決算書に記載のある肥料費の10分の1（上限額200万円）

2 受付期間

令和4年10月3日（月）～令和5年1月10日（火）（当日消印有効）

3 申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、郵送で提出してください。また、個人の場合は令和3年分所得税青色申告決算書または収支内訳書（白色申告の場合）を、法人の場合は令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度における決算書を申請書類に添付してご提出ください。（詳しくは申請の手引きをご覧ください。）

(1) 申請書類

千葉市農政センター及び農政課ほか関係機関に配架するほか、以下のホームページに掲載します。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/seisanshinko/hiryo.html>

(2) 提出先

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目-14-13 千葉大栄ビル 8F
千葉市肥料価格高騰対策事業給付金事務局

4 問い合わせ先

千葉市肥料価格高騰対策事業給付金事務局
(委託事業者 東武トップツアーズ株式会社 千葉支店)
電話 050 - 3614 - 8061 (平日 9:00~17:00 土日・祝日・年末年始はお休み)

5 その他

申請サポートとして、給付金事務局による電話相談や、事前連絡による農政センターでの個別相談を実施します。